

米子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
米子市感染症総合対策会議

日時 令和2年5月15日(金)

午後4時30分から

場所 本庁舎4階401会議室

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 議 事

(1) 緊急事態宣言の一部解除について

(2) 市民生活の維持と経済活動の回復に向けて
○米子市における現状と国・県・市の対応
○市の集客施設等の利用制限の緩和について

(3) その他

4 その他

5 閉 会

-
- 資料 1 緊急事態宣言の一部解除について
2 新型コロナウイルス感染症に係る現状
3 市の集客施設等の利用制限の緩和について

【参考】対策本部等の開催状況

1月23日(木)	緊急幹部会議
1月27日(月)	庁議(情報共有)
1月30日(木)	第1回新型コロナウイルス感染症対策事務局会議開催
1月31日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部設置
2月3日(月)	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
2月17日(月)	庁議(情報共有)
2月20日(木)	全員協議会(情報共有)
2月25日(火)	庁議(情報共有)
2月28日(金)	緊急庁議(小中学校休校へ)
3月3日(火)	全員協議会(情報共有)
3月10日(火)	第2回新型コロナウイルス感染症対策事務局会議開催
3月23日(月)	臨時庁議(イベント方針の変更等)
3月30日(月)	第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
4月6日(月)	庁議(情報共有)
4月10日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第1回)開催(特措法に基づく)
4月13日(月)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第2回)開催(特措法に基づく)
4月17日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第3回)開催(特措法に基づく)
4月19日(日)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第4回)開催(特措法に基づく)
5月1日(金)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第5回)開催(特措法に基づく)

緊急事態宣言の一部解除について

政府は14日、新型コロナウイルス特別措置法に基づき47都道府県に発出した緊急事態宣言について、鳥取県を含む39県の解除を正式決定した。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更（5月14日）
緊急事態措置を実施すべき区域は、本県を含む39県で解除

	特定警戒都道府県	特定都道府県
変更前（4/16～） 全都道府県が 対象	13都道府県 （北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）	34県
変更後（5/14～） 8都道府県のみ 対象	8都道府県 （北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）	なし

※ 緊急事態措置を実施すべき期間は変更なし（5月31日まで）

（必要がなくなれば期間内でも緊急事態宣言を解除）

- 2 緊急事態措置の対象とならない県（本県を含む。）における取組等の提示
（安倍総理の5/14記者会見より）
- (1) 外出自粛はお願いしないが、宣言解除後も人との接触をできるだけ減らし、県をまたいだ移動は、少なくとも今月中は可能な限り控えていただきたい。
 - (2) オフィスの仕事はテレワークが普及した。前向きな変化は継続して、時差通勤などはこれからも続けてほしい。
 - (3) 日常のあらゆる場面でウイルスの警戒を怠らないでいただきたい。新しい生活様式を参考に、特に「三つの密」が濃厚な形で重なる夜の繁華街、接待を伴う飲食店、ライブハウス、バーやナイトクラブ、カラオケ店への出入りは今後も控えていただきたい。

米子市からのお願い

鳥取県における緊急事態宣言が解除されました。
引き続き、気を緩めずに感染拡大防止を実践しましょう。

- 感染予防のため鳥取型「新しい生活様式」を実践しましょう。
- 当面、不要不急の県境を越える人の往来（特に特定警戒都道府県）や、接待を伴う夜の飲食店への出入り、大規模なイベント（県内参加者のみであっても、屋内100人超、屋外200人超のもの）への参加は控えましょう。
- 市民の皆さまには、国、県または、市などが発信する正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。
- 外出は構いません。市内の自然等を活かし、屋内だけでなく屋外も楽しみ、市内の観光地、お店等、みんなで応援しましょう。
- できるだけ2メートルのフィジカルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。
- 手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、「三つの密」※を避けましょう。※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」
- 風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、適切な医療機関をご紹介しますので、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」【電話：0859-31-0029 米子保健所】にご相談ください。
- 医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。
- 感染者等の人権に配慮した適切な行動に努めましょう。

【緊急事態宣言が出ている地域】

【特定警戒都道府県】

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

新型コロナウイルス感染症に係る現状

〔経過〕

- 令和 2 年 4 月 7 日 「緊急事態宣言」対象地域は 7 都府県
- 10 日 鳥取市内で県内 1 例目となる検査陽性者を確認
- 16 日 緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大
- 18 日 米子市内で県内 2 例目となる検査陽性者を確認
- 5 月 4 日 緊急事態宣言を 5 月末まで延長
- 14 日 緊急事態宣言の対象地域を 8 都道府県に縮小

本市では、1 月 31 日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、感染症予防に関する啓発や市内小中学校の休業措置、医療関係機関や福祉施設等への衛生用品の配布など感染拡大防止に取り組んでおり、4 月 18 日以降 1 カ月弱の間、検査陽性者は発生していない。

5 月 11 日には米子市感染症総合対策会議を組織し、今後の速やかな市民生活と経済活動の回復に向けた取組を推進することとした。

5 月 14 日に緊急事態宣言の対象地域から鳥取県が除外された。

新型コロナウイルス感染症による影響の概況

- ・緊急事態宣言に伴う活動自粛等により、経済の幅広い分野に大きな影響。
- ・仕事がなくなるなど生活困難となった方々への的確な支援が急務。
- ・必要な方が、各種支援制度を十分に利用できるよう相談、受付体制の充実が必須。
- ・外出機会が減り、心身の健康維持に支障が出るのが懸念。 など

〔今後の本市の取組の基本的な考え方〕

さまざまな分野における現状や課題への対応として、国・県の取組を踏まえた市独自の支援策を講じるなど、社会経済活動を再開し市民生活を回復していくために必要となる支援や事業者の経済活動の環境整備に取り組んでいくとともに、持続可能な地域社会構築を目指す。

そのため今後も引き続き、米子市感染症総合対策会議において的確に現状を把握し、経済団体や地域活動団体等との意見交換などを行いながら、市の施策の総合調整や立案、さらには市民へのわかりやすい情報発信や啓発に取り組んでいく。

米子市における新型コロナウイルス感染症に係る影響等

〔 経 済 〕

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により本市経済にも大きな影響。
- ・ゴールデンウィーク期間中の公共交通機関の利用は85%以上の大幅減。

山陰地区在来線特急利用状況(前年同日比) 5% (95%の減)

山陰主要駅近距離券売機発売枚数(同上) 15% (85%の減)

米子空港国内定期便乗降客数 (4月) 8% (92%の減)

- ・中小企業者等の相談件数(5月14日現在)

市の電話相談窓口、米子商工会議所、米子日吉津商工会の計
283件

- ・関係機関等への聞き取り

「中国からの資材供給が滞り製造業の売上が落ちた」

「インバウンド客に加え国内客の減少で、観光業や飲食業、
宿泊業、運輸業等に影響が出ている」

「小売業や建設業などにも影響が広がりそう」など。

〔 雇 用 〕

- ・米子公共職業安定所によると、新規求人数・有効求人倍率とも減少。
求人を取り下げる動き。

新規求人数：昨年10月 2,930人 → 今年3月 2,124人
(平成27年6月以降過去最低)

有効求人倍率：昨年12月 1.96倍 → 今年3月 1.64倍
(平成29年6月以降過去最低)

- ・休業等世帯向け緊急小口資金貸付(社会福祉協議会)の申請が急増
昨年4月 2件 20万円 → 今年4月 126件 2,112万円
- ・障がい福祉サービス事業所では、受注が減り工賃の支払いに苦慮。

〔市民生活・福祉〕

- ・住宅確保給付金（福祉課）の申請が急増。

雇用状況の悪化等が住宅困窮にも影響している。

昨年度1年間 14件 → 今年4月 35件

- ・生活保護申請は、現時点では前年と大きな増減は見られていない。
- ・収入減など条件を満たす場合、地方税は1年間の徴収猶予が設けられた。
- ・各種手続に来られる来庁者の感染予防対策を、改善を図りながら引き続き行う必要がある。
- ・公民館や体育館など人が集まる公共施設において、感染予防対策を引き続き行う必要がある。

〔教育ほか〕

- ・小中学校の臨時休業を補う学習支援が必要。
- ・様々な媒体からの新型コロナウイルス感染症に関する情報があふれており、的確な情報提供が必要。
- ・感染拡大に関連した差別的な対応がニュースになっており、あらためて人権への配慮について啓発が求められる。

国・県等の主な取組及びそれを補う米子市の主な取組

〔 経 済 〕

(国) ○民間金融機関を通じた資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少した事業者向けの融資について保証料、利子を大幅軽減

○持続化給付金

観光客の減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている事業者
に200万円を上限に助成

(県) ○緊急応援補助金「経営危機克服型」

売上高が減少している事業者の新商品開発、新サービス提供等に
50万円を助成

○がんばろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業

飲食、宿泊、観光事業者等の事業・雇用を継続する取組等に
10万円を助成

(米子市) ○「地域経済変動対策資金利子補給補助金」

国、県と協調し、売上高が急減した市内事業者等に対し、
借り入れに係る利子負担を軽減。

対象となる認定件数 365件（1/31～5/12の間）

○「飲食等設備投資支援事業補助金」

売上減少の飲食業・宿泊事業者が感染防止対策や業態変
更等事業継続を図る場合に一部補助。

○「食べて応援！米子のごちそうタク配」事業への補助

鳥取県ハイヤータクシー協会西部地区が事業実施。

5/2～10の間に144件の利用。6月30日まで延長。

○市内で飲食店等（要応募）で使用可能な食事割引券を市内 全世帯に配布。6月以降実施予定。

○「宿泊業緊急支援事業」

米子市民を対象にホテル・旅館の宿泊代や食事代を半額支援。

状況を見極め実施予定。

○感染症の影響を受けた事業者向けに、雇用を含む広範な経 営相談窓口を設置。

〔 雇 用 〕

(国) ○雇用調整助成金 (拡充)

労働者に対し一時的に休業等を行い、雇用の維持を図った場合の休業手当の一部を助成。

(県) ○雇用維持教育訓練経費補助金

雇用維持とともに取り組む教育訓練に100万円助成。

(米子市) ○本市から、従前の物品に加え必要な物品を障がい福祉サービス事業所に発注。

〔 市民生活・福祉 〕

(県) ○県営住宅の提供

感染症拡大による解雇等により住居を喪失した離職者の方に、一時的な住まいとして提供

(国・社福) ○生活福祉資金貸付制度 (休業等世帯向け緊急小口資金貸付)

感染症拡大による休業等により生活資金で困窮する方に、条件により20万円以内を貸付

(米子市) ○特別定額給付金

市民1人あたり10万円を給付。5/19から申請書を郵送開始。
オンライン申請分は5/18から順次支給予定。

○住宅困窮者支援として市営住宅10戸の提供

○住宅確保給付金について予算の追加と手続きの簡略化を図り、申請の増加に対応。

○米子市税・料の納付手続合同窓口

税・料の徴収猶予等の申請者の利便性を図るため、合同窓口を設置。
5/8~14の間に68人が利用。

○米子保健所業務強化のため、本市の保健師2名の派遣を継続。

○フレイル対策のための動画公開並びにDVDの配布を継続。

〔 教育ほか 〕

(米子市) ○市内小・中学校は5月7日に再開。引き続き感染拡大防止策を講じながら衛生環境を整備。

○臨時休業等にICTを活用して家庭で学習できる環境整備として学習支援ソフト及び機器の貸し出し支援を行う。

○冷静な行動を行うための注意喚起と、正しくわかりやすい情報提供を継続。

○感染症に関連した内容をはじめ、あらゆる人権への配慮の啓発を継続。

今後の本市の取組の基本的な考え方

- 総合対策会議のもと庁内が一体となり関係団体、市民等とともに米子市をあげて対策を推進
- 市民生活や事業活動など市内の社会経済情勢を的確に把握し、必要な対策を柔軟かつ迅速に実施
- 地方創生臨時交付金を有効に活用するなど、国・県の対策をふまえつつ、市民生活の維持、経済活動の下支えを総合的に推進
- 市民の不安解消に向け、市等の施策、対応情報等を的確に発信

市の集客施設等の利用制限の緩和について

鳥取県における緊急事態宣言が解除されたこと、3週間以上新たな感染者が確認されていない状況であるとともに医療体制等もひっ迫している状況ではないことから、市の集客施設等について、三つの密の回避や消毒を徹底した上で、県内の利用者限定して利用制限を緩和します。今後も国・県の方針の変更を踏まえながら、随時必要な変更を行ってまいります。

<p>〈使用にあたっての条件〉</p> <p>①イベント等は、県内からの参加者のみで、かつ屋内100人以下(収容定員の半分以下)で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がなないこと。</p> <p>②四方を空けた席配置等の感染防止対策を行う。</p> <p>③人と人の間隔は2mとる。(入退出時、施設内移動も)</p> <p>④適切な消毒や換気等を実施する。</p>

	施設名	施設数	所管課	現状	5月16日以降の対応方針 (5月17日以降に方針が変更となるものを含む)
1	公民館	29	生涯学習課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
2	図書館	1	生涯学習課	開館済 (閲覧席の撤去、学習室、研修室などの利用休止、ITコーナーの使用休止などを行うほか、開館時間を9時から17時に短縮)	三密対策の徹底を継続することを基本とし、5月19日(火)から利用制限の一部を緩和する。 ○利用制限の一部緩和するもの(5月19日から) ・閲覧席を一部設置 ・新聞閲覧コーナーの利用 ・IT端末の一部利用 ○引き続き利用制限するもの ・研修室等の利用休止 ・新刊雑誌の閲覧休止 ・開館時間の短縮(9時から17時)
3	文化ホール	1	文化振興課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
4	公会堂	1	文化振興課		
5	淀江文化センター	1	文化振興課		
6	美術館	1	文化振興課	5月23日(土)から開館(工事終了後)の予定として休館	5月23日(土)から開館予定(工事終了後)
7	山陰歴史館	1	文化振興課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
8	福市考古資料館	1	文化振興課		
9	米子市埋蔵文化財センター	1	文化振興課		

10	和傘伝承館	1	文化振興課	5月15日(金)まで休館を延長(製作作業は通常どおり実施)	5月16日(土)から〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ開館
11	文化活動館	1	文化振興課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
12	市民体育館・地区体育館・大篠津体育施設	13	スポーツ振興課	5月15日(金)まで休館を延長	5月16日(土)以降、感染拡大防止の観点から、利用者名簿の提出をお願いするなど、利用者を特定するとともに、三つの密を回避する対策を講じたうえで利用を再開する。
13	米子市営弓道場	1	スポーツ振興課	5月15日(金)まで休館を延長	
14	米子市営武道館	1	スポーツ振興課	5月15日(金)まで休館を延長	
15	皆生市民プール	1	スポーツ振興課	5月15日(金)まで休館を延長	
16	米子国際会議場	1	観光課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
17	観光センター	1	観光課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
18	ふれあいの里 福祉保健総合センター	1	健康対策課	市福祉保健部などの事務所部分を除く貸館などについては休止	老人福祉センターについては、〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ5月16日(土)から開館。ただし、各種教室等、入浴施設については調整が付き次第、再開する。貸室については、臨時給付金事務等に使用しているため、当面利用を休止する。
19	米子市老人福祉センター	1	長寿社会課		
20	米子市ボランティアセンター	1	地域振興課		
21	児童文化センター	1	子育て支援課	開館済(クラブ活動等自主事業、貸館、イベントは5月末まで中止、プラネタリウム室は当面閉室)	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き現状どおり開館
22	淀江老人福祉センター	1	長寿社会課	5月16日(土)から開館の予定として休館	予定どおり5月16日(土)から開館
23	弓浜地域老人福祉センター	1	長寿社会課	5月16日(土)から開館の予定として休館	予定どおり5月16日(土)から開館
24	子育て支援センター(民間委託含む)	6	こども相談課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
25	児童館	4	子育て支援課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
26	心身障害者福祉センター	1	障がい者支援課	5月16日(土)から開館の予定として休館	予定どおり5月16日(土)から開館

27	米子サンアビリティーズ	1	障がい者支援課	5月15日(金)まで休館を延長	5月16日(土)以降、感染拡大防止の観点から、利用者名簿の提出をお願いするなど、利用者を特定するとともに、三つの密を回避する対策を講じたうえで利用を再開する。
28	上淀白鳳の丘展示館	1	淀江振興課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
29	米子水鳥公園	1	環境政策課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
30	隣保館	3	人権政策課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
31	男女共同参画センター (かぶりあ)	1	男女共同参画推進課	開館済	〈使用にあたっての条件〉を踏まえつつ、引き続き開館
32	各学校における学校開放 事業	33	教育総務課	一部制限(屋内運動場について5月15日(金)まで休止)	屋内運動場については、5月18日(月)から、利用者名簿の提出をお願いするなど、利用者が特定するとともに、利用者にも感染防止対策へのご理解をいただいた上で、次の条件を付して利用可とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者による使用器具等の消毒を行う ・利用回数を週2回までとする ・1日の利用時間を2時間以内とする ・対外試合は禁止とする 今後については米子市立中学校の部活動等を参考にして決定する。